

農業集落排水計画設計士登録更新手続きについて

(平成 29 年度 農業集落排水計画設計士登録更新者用)

1. 更新の申請手続

(1)更新のために必要な書類等

更新を受けようとする方は、次の書類をセンターに提出して下さい。必ず簡易書留とし、封筒の表に「農業集落排水計画設計士更新申請書等在中」と朱書して下さい。

農業集落排水計画設計士登録更新申請書	1 通
登録手数料納付証明書(「振替払込請求書兼受領証」の <u>コピー</u> を所定の用紙に貼付け)	1 通
顔写真(縦 3.3cm、横 2.7cm、裏面に氏名、登録番号を記入)	1 枚
農業集落排水計画設計士登録証(現在各自が保有の登録証カード)	1 枚

(2)登録手数料と納付方法

登録更新手数料は、農業集落排水計画設計士登録更新手数料(5 千円)となります。払込取扱票を用いて、登録申請者本人名でゆうちょ銀行に払い込んでください。登録の申請を受理した後は、登録手数料の返却はいたしません。

ゆうちょ銀行から受領した「振替払込請求書兼受領証」(ATM の「ご利用明細書」も可)のコピーを所定の登録手数料納付証明用紙に貼り付けして下さい。原本は、登録申請者が保管して下さい。

納付手続きは、登録申請者個人ごとに行ってください。

(3)提出期限

登録希望者は平成 30 年 1 月 11 日(木)消印有効までに、上記(1) ~ の登録更新申請書類を提出して下さい。

注1. 講習会受講者は、受講料(2 万円)と合わせて、登録更新手数料(5 千円)を下記へ振り込んでください。上記(1)の ~ を記入の上、当センターへ提出して下さい。

〔振替口座〕

口座番号：00130 - 1 - 753194

一般社団法人 地域環境資源センター

2. 登録証書の交付

登録者に対しては、当センター理事長から「農業集落排水計画設計士登録証」を交付します。平成 30 年 3 月下旬までに本人に到着するよう郵送します。

3. 登録の有効期間

登録の有効期間は、5 年です。

4. 今後の予定

今回の登録手続きを行うことによって、農業集落排水計画設計士として名簿に登録され、当センターのホームページにて公表されます。

なお、ホームページでは、氏名及び勤務先を公表いたしますので、ご都合の悪い方はその旨お知らせください。

5. その他

(1)登録証の再交付、登録事項変更の届出

登録証を紛失又はき損した場合は登録証書の再交付申請を行ってください。

次の事項に変更があったときは、遅滞なくセンターあて届け出る必要があります。

(変更届は当センターホームページよりダウンロードできます)

ア. 氏名、本籍又は住所

イ. 所属する事務所又はその所在地

(2)登録の更新

登録の更新は、農業集落排水計画設計士の登録有効期間に合わせて行います。

6. 登録についての問合せ先

(一社)地域環境資源センター 企画調整班 池頭、大瀧(計画設計士事務局)

〒105-0004 東京都港区新橋5-34-4 農業土木会館

TEL 03-3432-6282

FAX 03-3432-0743